

監視又は断続的労働に従事する者の労働時間等に関する規定の適用除外許可申請について

監視又は断続的労働に従事する労働者については、労働基準監督署長の許可を受けることにより、労働基準法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外することができます。

(深夜労働に関する規定の適用は除外されないため、深夜労働時間(午後10時から午前5時)に対しては2割5分以上割増賃金の支払いが必要です。)

1. 監視労働に従事する者の許可について

原則として、一定部署にあって監視することを本来の業務とし、常態として身体又は精神的緊張の少ない業務が許可の対象となります。

したがって、以下のような業務は許可の対象とはなりません。

- ・交通関係の監視、車両誘導を行う駐車場の監視等の精神的緊張の高い業務
- ・プラント等における計器類を常態として監視する業務
- ・危険又は有害な場所における業務

2. 断続的労働に従事する者の許可について

断続的労働とは休憩は少ないが手待ち時間が多い業務であり、修繕係等通常は業務閑散であるが事故に備えて待機するものや、寄宿舎の賄人等で手待ち時間が実作業時間を上回るものが許可の対象となります。

ただし、以下のような場合には許可を受けることができません。

- ・特に危険な業務、相当の精神的緊張を要する業務
- ・断続的労働と通常の労働とが1日の中において混在し、又は日によって反復する業務

(本来の業務外において付随的に宿直・日直業務を行う場合は、「断続的な宿直・日直勤務」に従事する者の労働時間等に関する規定の適用除外許可申請の対象となります。)

なお、断続的労働のうち、実作業時間と手待ち時間が交互に繰り返されるものについては、「最低賃金の減額の特例許可」を受けることにより、所定労働時間と手待ち時間の割合に応じて最低賃金を減額することができます。

3. 許可申請に必要な書類

次の書類を各々 **2部 提出** してください。

届出前に資料の確認をしておきましょう！

①監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書

[様式第14号]

②対象労働者の労働の態様が分かる資料（※）

- ・所定労働時間内におけるタイムスケジュール
- ・対象業務の業務マニュアル、作業規定、業務日報等
- ・巡回の業務がある場合は、巡回経路を示す図面

③対象労働者の労働条件が分かる資料

- ・労働条件通知書、雇用契約書の写し

（※）申請後に、個別の事案に応じて追加の資料の提出を求める場合があります。

4. 許可申請書記載例

監　　視

に従事する者に対する適用除外許可申請書

断続的労働

様式第14号（第34条関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
一般機械器具製造業	○○工業 株式会社	○○市○○1-2
業務の種類	員数	労働の態様
監　　視	守衛	始業 午前7時、終業 午後6時、昼夜勤午前9時 (3日に1回、昼夜金明けは帰宅) 守衛所において、来客の対応、搬出入貨物のチェック 出退勤時のタイムカード整理、夜勤の構内巡視 1日平均実作業時間○○時間
断続的労働	炊事婦	始業 午前6時、終業 午後7時 朝食 午前6時～8時、夕食 午後4時30分～7時 昼間は寮で電話等の対応をするが、対応はほとんどなく、 1日の実作業時間が5時間30分程度

令和○年○月○○日

職名 ○○工業 株式会社

使用者

氏名 代表取締役 労働 太郎

○○労働基準監督署長 殿